

別表（第3条、第5条、第6条、第7条関係）

1 対象となる設備	2 対象となる設備の要件	3 補助金算定	4 限度額	5 交付申請添付書類	6 完了届添付書類
太陽光発電システム	次のいずれの要件も満たすもの (1) 1件当たりの太陽電池の最大出力の合計値（以下単に「最大出力」という。）が10kW未満の太陽光発電システムで、日本産業規格、IECなどの国際規格に適合しているもの (2) 事業実施主体が発注する事業者は県内事業者であること (3) 設置工事を行う事業者は県内事業者であること	最大出力1kW当たり36千円	最大出力が5kWを超える場合は5kWを限度とする。（限度額：180千円）ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。 (1) 事業実施主体と同一の代表者又は資本関係がある事業者（以下「事業実施主体と同一とみなせる事業者」という。）への発注に要する経費	(1) 太陽光発電システムを設置しようとする住宅の位置図及び写真 (2) 事業計画書及び収支予算書（様式第1号） (3) 対象設備の設置に係る契約書若しくは見積書の写し又は対象設備付き住宅売買契約書の写し (4) 対象設備の形状、規格等を説明する資料 (5) その他町長が必要と認める書類	(1) 太陽光発電システムを設置した住宅の写真 (2) 事業報告書及び収支決算書（様式第2号） (3) 対象設備の設置費に係る領収書の写し (4) その他町長が必要と認める書類
木質バイオマス熱利用機器（以下	次のいずれの要件も満たすもの (1) 木質燃料（薪、木質ペ	1件当たり180千円 かつ機器の価格の5分の	総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とす	(1) 薪ストーブ等を設置しようとする住宅の位置図及び写真	(1) 薪ストーブ等を設置した住宅の写真 (2) 事業報告書及び収支

「薪ストーブ等」という。）	レット、木質チップ等）を利用し、発生した熱を利用する機器（他の熱源と一体となった機器も含む。） (2) 事業実施主体が発注する事業者は県内事業者であること。 (3) 設置工事を行う事業者は県内事業者であること。	2以内	る。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。 (1) 事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費	(2) 事業計画書及び収支予算書（様式第1号） (3) 対象設備の設置に係る契約書若しくは見積書の写し又は対象設備付き住宅売買契約書の写し (4) 対象設備の形状、規格等を説明する資料 (5) その他町長が必要と認める書類	決算書（様式第2号） (3) 対象設備の設置費に係る領収書の写し (4) その他町長が必要と認める書類
蓄電池及びV2H	次のいずれの要件も満たすもの (1) 蓄電池の場合、蓄電容量が1.0kWh以上の蓄電池部分と、インバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、日本工業規格、IEC等の国際規格に適合しているこ	1件当たり200千円	総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。 (1) 事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費	(1) 蓄電池又はV2Hを設置しようとする住宅の位置図及び写真 (2) 事業計画書及び収支予算書（様式第1号） (3) 対象設備の設置に係る契約書若しくは見積書の写し又は対象設備付き住宅売買契約書の写し (4) 対象設備の形状、規格	(1) 蓄電池又はV2Hを設置した住宅の写真 (2) 事業報告書及び収支決算書（様式第2号） (3) 対象設備の設置費に係る領収書の写し (4) その他町長が必要と認める書類

	と。 (2) V2Hにあつては、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものであること。 (3) 10kW未満の太陽光発電システムと連携するものであること。 (4) 事業実施主体が発注する事業者は県内事業者であること。 (5) 設置工事を行う事業者は県内事業者であること。			等を説明する資料 (5) その他町長が必要と認める書類	
--	--	--	--	---	--

(注) 各設備は、設置前において使用に供されていないものに限る。